

# こども医療費受給資格者証の交付を受けた方へ

## ●医療費給付対象

- ・小学生以下⇒入院・入院外（外来・歯科・調剤・柔整）
- ・中学生・高校生⇒入院・入院外（外来・歯科・調剤・柔整）（入院外はR2年8月診療分から）

## ●自己負担額

- ・3歳未満の乳幼児または非課税世帯（子初） 無料もしくは初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）

子初

- ・3歳～高校生 課税世帯（子課） 1割負担

子課

受給者証の左上をご確認ください

## ●北海道内の医療機関を受診する場合

- ・こども医療費受給資格者証を医療機関窓口で提示することで、上記負担額で受診できます。

## ●北海道外の医療機関を受診する場合

- ・医療機関窓口でいったん2割（未就学児）または3割（小学生・中学生・高校生）でお支払いいただきます。
- ・下記のものを持参のうえ、健康推進担当（窓口8番）で手続きしてください。こども医療費給付分が口座振込で受け取れます。
- 《領収書、お子さんの保険証、こども医療費受給資格者証、印鑑、口座情報がわかるもの（口座振込のため）》
- ・毎月15日までの申請はその月の月末、16日以降の申請は翌月末の振込になります。

## ●自己負担額(こども医療費給付後)が高くなった月は

「子課」の受給者証をお持ちの方は1割負担となりますが、複数の医療機関を受診した場合など、こども医療費の給付を受けても、自己負担額が高くなる場合があります。

こども医療費受給資格者証をお持ちのお子さんの自己負担額の合計額（兄弟合算して集計します）が下記の限度額を超えた場合、その差額分が市から別途給付されます。

入院のみ、または入院および入院外の場合	57,600円 ※1
入院外のみの場合	18,000円 ※2

※1 療養のあった月以前の12ヵ月以内に既に一部自己負担額が57,600円となっている月が3月以上ある場合は、自己負担額は44,400円になります。

※2 一部自己負担金の1年間の合計額は144,000円になります。

## ●助成対象外のもの

- ・健康保険が適用されない医療費（差額ベッド代、食事療養費、診断書、1ヶ月健診など）
- ・高額療養費該当部分（委任状の署名押印をお願いしたり、市の支給額の一部を返納していただく場合があります。）
- ・交通事故などの第三者行為による場合
- ・日本スポーツ振興センターの共済制度から給付される場合

## ●受給資格者証の切り替えについて

- ・こども医療費受給資格者証は、毎年7月31日に有効期限が切れ、8月1日で切り替えとなります。（ただし、高校3年生については3月31日で有効期限が終了となります。）
- ・中学生までのお子さまについては、基本的に更新手続きは不要で、自動的に市役所から送付されます。（所得がわかる書類の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。）
- ・高校生については、毎年更新時期になりましたら現況調査の提出が必要となりますのでご協力をお願いいたします。

## ●こんなときは届出をお願いします

- ・住所や氏名が変わったとき
- ・健康保険が変わったり、記号・番号が変わったとき
- ・主たる生計維持者が変わったとき
- ・お子さまが婚姻した場合
- ・お子さまが就職等により親の扶養から外れる場合

## ●受給資格者証を返納していただく場合

- ・他の医療制度（ひとり親、重度医療、生活保護）に加入したとき
- ・受給者自らが医療保険の被保険者、組合員または世帯主となった場合
- ・婚姻した場合（事実上婚姻関係にある場合を含む）

お問合せ

市役所保健課健康推進担当（窓口8番）

電話23-6111（内線2140・2117）